



平和新聞 東京版

2022年5月25日 東京版第116号

1950年12月16日 第三種郵便物認可 (日本平和委員会)

東京版発行 東京平和委員会

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10東京労働会館5階

電話03-5927-1485 Fax03-5927-1487

E-mail tokyoheiwaiinkai@peace-21.jp

6月施行 貸借圧の土地利用規制法を注視

「注視区域」「阻害行為」

などの内容を示せ

土地利用規制法の6月1日施行前にして

~~~~~

5月12日、「土地利用規制法の廃止を求める共同行動(中央8団体)」は、同法が6月1日に一部施行になる前に、「注視区域」の指定や「機能を阻害する行為」の内容などを明確にすることを求めて要請を行い、東京平和委員会 岸本事務



要請する8団体

5月12日 参議院議員会館

局長も参加しました。

小田川義和・憲法共同センター共同代表は、付帯決議で基本方針を明確にすることを求めている。注視区域「特別注視区域」の指定候補区域の明示。機能阻害する行為の内容を明示。法律施行前のパブリックコメントの実施などを求めました。

しかし、内閣府の担当者は、現時点では「答えられない」と述べ、刑事罰もある「機能を阻害する行為」の「運用基準」も「決まっていない」と答えました。自治体からの意見や要望の聴取も、市町村と都道府県両方から聴取するかは不明です。パブリックコメントは、行政手続き法上の命令に該当する場合は実施すると答えました。

参加者からの「南西諸島の島全体が区域指定になるか」という質問に、担当者は「どこの島とは言えないがなり得る」と回答。陸自ミサイルが配備される奄美大島や宮古島、石垣島など

が危惧されます。

東京からは、第5条に書かれている「重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内」の内容について、「おおむね千メートル」は千メートルを超えるのかと質問すると、「超える場合もあるが10キロとかではない」と回答し、規制範囲があいまいであることが分かりました。

また、「反戦デモが阻害行為とされるか」「区域指定が施行後、増えることはないか」「阻害行為は現行法で違法なものだけに限定すべきだ」など、意見や要求が相次いで出されました。刑事罰がある同法の施行が迫る中で、政府は、なしの崩し的に施行し規制をしていく狙いです。

### 沖縄返還50年記念講演会

赤嶺政賢衆議院議員「建議書」意義語る

全国連帯で米軍基地撤去を

5月12日、「沖縄・施政権返還50年記念講演会」が開かれました。

主催は、日本平和委員会。安保放棄中央(実)と「基地のない平和な沖縄をめざす会」の協賛を得て開かれ、

ユーチューブ視聴者を含め、200人が参加しました。

オール沖縄の赤嶺政賢・日本共産党衆議院議員が「沖縄のこれまでとこれからを考える」県民は何を求めて闘っているのか?と題し講演しました。

赤嶺氏は、沖縄の戦後の歴史は米軍基地のもとで、犠牲と苦難の道であったことを自分の子ども時代から現在までの具体的体験を交えて語りました。平和で豊かな沖縄の実現に向けた「建議書」の意義を強調し、沖縄のたまたかの展望を示しました。

特別発言は、「子どもたちの上を米軍機は飛ばさない」と求める「コードソラ」の宮城智子・与那城恵美さん、名護平和員会の上野郁子さん、石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会の藤井幸子さんらが行いました。

記念講演は、Youtube「日本平和委員会」または、左記QRコードから視聴できます。



### 意見広告運動

復帰50年、変わらぬ基地の重圧と危険、沖縄を再び戦場にしてはならない。辺野古新基地建設中止! 普天間基地撤去!

新聞意見広告運動が始まりました(呼びかけ・全労連、安保放棄中央他)。

いまだに国土面積の60%の沖縄に、在日米軍基地の70、3%が集中し、経済発展が阻害され、基地被害や米兵犯罪に脅かされています。

また、沖縄を中心とする南西諸島にミサイル基地がどんどん造られています。これ以上の基地強化をストップさせ、米軍基地をなくし「平和の砦」としての沖縄に変えていきましょう。

8月に始まる沖縄県知事選挙で玉城デニー県政を継続させるために新聞意見広告への賛同を広げましょう。

ゆうちょ銀行00120-1-547220 口座名「意見広告」団体5千円、個人千円 掲載紙面の送付を希望する場合は、備考欄に「紙面送付希望」と記入してください。意見広告ビラの必要などころは東京平和委員会に送り先をご連絡ください。

